

平成31年度 雇用・労働分野の助成金のご案内 (簡略版)

平成31年度の雇用・労働分野の助成金についてご紹介します。

雇用の安定、職場環境の改善、仕事と家庭の両立支援、従業員の能力向上、生産性向上に向けた取組などに、ぜひ、ご活用ください。



I 雇用関係助成金のご案内 ……P.3～P.23

- 「雇用関係助成金」検索表 ……P.5

ご利用になりたい助成金を検索することができます。

- 雇用関係助成金の詳細 ……P.9

A	雇用維持関係の助成金	P 9
B	再就職支援関係の助成金	P 9
C	転職・再就職拡大支援関係の助成金	P 10
D	雇入れ関係の助成金	P 10
E	雇用環境整備等関係の助成金	P 12
F	両立支援等関係の助成金	P 16
G	人材開発関係の助成金	P 17

- 雇用関係助成金のお問い合わせ先 ……P.22

II 労働条件等関係助成金のご案内 ……P.24～P.28

- 労働条件等関係助成金の詳細 ……P.24

A	生産性向上等を通じた最低賃金の引上げ支援関係の助成金	P 24
B	労働時間の設定改善の支援関係の助成金	P 25
C	受動喫煙防止対策の支援関係の助成金	P 25
D	産業保健活動の支援関係の助成金	P 26
E	退職金制度の確立等の支援関係の助成金	P 27

- 労働条件等関係助成金のお問い合わせ先 ……P.28

「I 雇用関係助成金」については、

都道府県労働局・ハローワーク・(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構

「II 労働条件等関係助成金」については、

都道府県労働局・働き方改革推進支援センター・テレワーク相談センター・

(独)労働者健康安全機構・(独)勤労者退職金共済機構

にお問い合わせください。

I 雇用関係助成金のご案内

雇用の安定、職場環境の改善、仕事と家庭の両立支援、従業員の能力向上などに、ぜひ、ご活用ください。

受給対象となる事業主（事業主団体を含む）

- 雇用保険適用事業所の事業主
- 期間内に申請を行う事業主
- 支給のための審査に協力する事業主

審査への協力の具体例

- ・審査に必要な書類を整備・保管する。
- ・都道府県労働局・ハローワーク・(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構から書類の提出を求められたら応じる。
- ・都道府県労働局・ハローワーク・(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構の現地調査に応じる。

実際に助成金を受給するためには、各助成金の個別の要件も満たす必要があります。

支給申請期間

- 助成金の支給申請期間は、原則申請が可能となった日から2か月以内とします。

中小企業事業主等の範囲

- 雇用関係助成金における「中小企業事業主」の範囲は、以下のとおりです。

	資本金の額・出資の総額		常時雇用する労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	また は	50人以下
サービス業	5,000万円以下		100人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
その他の業種	3億円以下		300人以下

※医療法人などで資本金・出資金を有している事業主についても、上記の表の「資本金の額・出資の総額」または「常時雇用する労働者の数」により判定します。

- ただし、以下の助成金については、範囲が異なります。

<人材確保等支援助成金（中小企業団体助成コース）>

上記の表に加えて、以下の表の「資本金の額・出資の総額」か「常時雇用する労働者の数」のいずれかを満たす企業等も「中小企業者」に該当

	資本金の額・出資の総額		常時雇用する労働者の数
ゴム製品製造業※	3億円以下	また は	900人以下
ソフトウェア業または 情報処理サービス業	3億円以下		300人以下
旅館業	5,000万円以下		200人以下

※自動車・航空機用のタイヤ、チューブ製造業や工業用ベルト製造業を除く。

<特定求職者雇用開発助成金（障害者初回雇用コース）、両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）>

業種や資本金の額・出資の総額にかかわらず、常時雇用する労働者の数が300人以下

労働者の雇用環境の整備を図る（E 雇用環境整備等関係の助成金）

障害者等関係					
職場定着のための措置	柔軟な時間管理や休暇取得を可能にするための措置を講じる	→	障害者雇用安定助成金 (I 障害者職場定着支援コース)	7-I	p.12
	短時間労働者の所定労働時間を延長する				
	正規雇用・無期雇用等へ転換を行う				
	障害者の支援を実施する職場支援員(※1)を配置する				
	職場復帰のために必要な職場適応の措置を行い、中途障害者を職場復帰させる				
	中高年障害者の雇用を継続するために必要な職場適応の措置を行う				
	障害者の支援に関する知識等を習得させるための講習を受講させる				
職場適応援助者の配置	職場適応援助者(ジョブコーチ)による支援を実施する	→	障害者雇用安定助成金 (II 障害者職場適応援助コース)	7-II	p.12
作業施設整備	障害者の障害特性による就労上の課題を克服する作業施設等を設置・整備する	→	障害者作業施設設置等助成金	8	p.13
福祉施設整備	障害者の福祉の増進を図るための福祉施設等を設置・整備する	→ 事業主団体も可	障害者福祉施設設置等助成金	9	p.13
介助措置	障害者の雇用管理のために必要な介助者等を配置または委嘱する(※2)	→	障害者介助等助成金	10	p.13
通勤措置	障害者の通勤を容易にするための措置(※3)を実施する	→ 一部、事業主団体も可	重度障害者等通勤対策助成金	11	p.13
事業施設整備等	重度障害者を多数継続雇用する事業施設等の整備等を実施する	→	重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金	12	p.13

※1 対象労働者に対して業務遂行に必要な援助・指導を行う専門家

※2 ①職場介助者を配置または委嘱する、②手話通訳、要約筆記等の担当者を委嘱する、③合理的配慮に係る相談等に応じる者を増配置または委嘱する

※3 ①重度障害者等用社宅を賃借する、②社宅に入居した障害者に対して指導・援助を行う指導員を配置する、
③障害者に対して住宅手当を支給する、④通勤用バスを購入する、⑤通勤用バス運転手を委嘱する、
⑥通勤援助者を委嘱する、⑦自動車通勤のための駐車場を賃借する、⑧通勤用自動車を購入する

労働者の雇用環境の整備を図る (E 雇用環境整備等関係の助成金)

雇用管理制度(評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度)の導入を通じて従業員の離職率の低下を図る		→	短時間正社員制度のみ 保育事業主	→	人材確保等支援助成金 (I 雇用管理制度助成コース)	13-I	p.13		
対象労働者	介護労働者	→	介護福祉機器の導入を通じて従業員の離職率の低下を図る	→	介護事業主	→	人材確保等支援助成金 (II 介護福祉機器助成コース)	13-II	p.13
	介護労働者または保育労働者	→	賃金制度の整備を通じて従業員の離職率の低下を図る	→	介護事業主または保育事業主	→	人材確保等支援助成金 (III 介護・保育労働者雇用管理制度助成コース)	13-III	p.13
人材確保や労働者の職場定着を支援するための事業を実施する		→	都道府県知事に改善計画の認定を受けた事業主団体	→	人材確保等支援助成金 (IV 中小企業団体助成コース)	13-IV	p.13		
生産性向上に資する能力評価を含む人事評価制度を整備し、定期昇給等のみによらない賃金制度を設けることを通じて生産性向上、賃金アップと離職率低下を図る		→		→	人材確保等支援助成金 (V 人事評価改善等助成コース)	13-V	p.13		
生産性向上に資する設備等を導入することにより、雇用管理改善(賃金アップ等)と生産性向上を図る		→		→	人材確保等支援助成金 (VI 設備改善等支援コース)	13-VI	p.14		
働き方改革のために人材を確保することが必要な中小企業が、新たに労働者を雇い入れ、一定の雇用管理改善を図る。		→		→	人材確保等支援助成金 (VII 働き方改革支援コース)	13-VII	p.14		
建設労働者	雇用管理改善制度の導入・実施を通じて従業員の入職率目標を達成する	→	建設業の中小事業主	→	人材確保等支援助成金 (VIII 雇用管理制度助成コース(建設分野))	13-VIII	p.14		
	若年及び女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を実施する	→	建設業の事業主または事業主団体	→	人材確保等支援助成金 (IX 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野))	13-IX	p.14		
	自ら施工管理する建設工事現場での女性専用作業員施設の賃借を実施する	→	建設業の元方の中小事業主	→	人材確保等支援助成金 (X 作業員宿舎等設置助成コース(建設分野))	13-X	p.14		
季節労働者	通年雇用をする	→	積雪寒冷地域の林業・建設業・水産食料品製造業等	→	通年雇用助成金	14	p.14		
高年齢者	65歳以上への定年引上げ等を実施する	→		→	65歳超雇用推進助成金 (I 65歳超継続雇用促進コース)	15-I	p.14		
	高年齢者の雇用管理制度の整備等に係る措置を実施する	→		→	65歳超雇用推進助成金 (II 高年齢者評価制度等雇用管理改善コース)	15-II	p.15		
	無期雇用への転換を実施する	→		→	65歳超雇用推進助成金 (III 高年齢者無期雇用転換コース)	15-III	p.15		
対象労働者	正規雇用労働者等へ転換または直接雇用を実施する	→		→	キャリアアップ助成金 (I 正社員化コース)	16-I	p.15		
	賃金規定等の増額改定により賃金の引上げを実施する	→		→	キャリアアップ助成金 (II 賃金規定等改定コース)	16-II	p.15		
	法定外の健康診断制度を導入する	→		→	キャリアアップ助成金 (III 健康診断制度コース)	16-III	p.15		
	正規雇用労働者と共通の賃金規定等を導入する	→		→	キャリアアップ助成金 (IV 賃金規定等共通化コース)	16-IV	p.15		
	正規雇用労働者と共通の諸手当制度を導入する	→		→	キャリアアップ助成金 (V 諸手当制度共通化コース)	16-V	p.15		
	短時間労働者を新たに社会保険に加入させると同時に賃金引上げを実施する	→	500人以下の企業で短時間労働者の適用拡大を実施した事業主	→	キャリアアップ助成金 (VI 選択的適用拡大導入時処遇改善コース)	16-VI	p.15		
	短時間労働者の所定労働時間を延長すると同時に社会保険に加入させる	→		→	キャリアアップ助成金 (VII 短時間労働者労働時間延長コース)	16-VII	p.16		

13-VI 設備改善等支援コース◆

生産性向上に資する設備等を導入することにより、雇用管理改善(賃金アップ等)と生産性向上を図る事業主に対して助成

- ※計画期間はA又はBのいずれかを選択
A <雇用管理改善計画期間1年タイプ>
 ①【計画達成助成】計画の開始から1年後に、雇用管理改善を達成した場合に一定額を助成
 ②【上乗せ助成】計画の開始から3年後に、生産性向上、雇用管理改善を達成した場合に一定額を助成
B <雇用管理改善計画期間3年タイプ>
 計画の開始から一定期間経過後に計画開始前と比べて、生産性向上、雇用管理改善を達成した場合に一定額を助成
 ①【計画達成助成(1回目)】…計画の開始から1年後
 ②【計画達成助成(2回目)】…計画の開始から2年後
 ③【目標達成時助成】…計画の開始から3年後

- A <雇用管理改善計画期間1年>**
 ・設備導入費用175万円以上1,000万円未満(※)
 ①50万円、②80万円
B <雇用管理改善計画期間3年>
 ・設備導入費用240万円以上5,000万円未満(※)
 ①50万円、②50万円、③80万円
 ・設備導入費用5,000万円以上1億円未満
 ①50万円、②75万円、③100万円
 ・設備導入費用1億円以上
 ①100万円、②150万円、③200万円
 (※)設備導入費用5,000万円未満は、中小企業のみが対象

13-VII 働き方改革支援コース◆

働き方改革に取り組む上で、人材を確保することが必要な中小企業が、新たに労働者を雇い入れ、一定の雇用管理改善を図る場合に助成

(※)働き方改革に取り組むとは、時間外労働等改善助成金(時間外労働上限設定コース、勤務間インターバル導入コース、職場意識改善コース)の支給を受けた中小企業のこと

- 【計画達成助成(※1)】(10名までの人員増を上限)
 ・雇い入れた労働者1人あたり60万円
 (短時間労働者の場合40万円)
 (※1)新たに労働者を雇い入れ、一定の雇用管理改善を達成した場合に支給
 【目標達成助成(※2)】(10名までの人員増を上限)
 ・生産性要件を満たした場合、追加的に労働者1人あたり<15万円>
 (短時間労働者の場合は<10万円>)
 (※2)雇用管理改善計画の開始日から3年経過以降に申請し、生産性要件を満たす(伸び率が6%以上の場合のみ)とともに、離職率の目標を達成した場合に支給

13-VIII 雇用管理制度助成コース(建設分野)◆

①人材確保等支援助成金(雇用管理制度助成コース)の支給を受けた上で本助成コースが定める若年者及び女性の入職率に係る目標を達成した中小建設事業主、②雇用する登録基幹技能者の賃金テーブル又は手当を増額改定した中小建設事業主に対して助成

- ①の場合
 第1回:57万円<72万円>
 第2回:85.5万円<108万円>
 ②の場合
 1人あたり年額6.65万円<8.4万円>(最長3年間)

13-IX 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野)◆

①若年および女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を行った建設事業主または建設事業主団体、②建設工事における作業についての訓練を推進する活動を行った広域的職業訓練を実施する職業訓練法人に対して助成

- ①の場合
【建設事業主】
 (中小建設事業主) 支給対象経費の3/5<3/4>
 (中小建設事業主以外の建設事業主) 支給対象経費の9/20<3/5>
 ※雇用管理研修等を受講させた場合、1人あたり日額7,600円<9,600円>+加算(最長6日間)
【建設事業主団体】
 (中小建設事業主団体) 支給対象経費の2/3
 (中小建設事業主団体以外の建設事業主団体) 支給対象経費の1/2
 ②の場合
 支給対象経費の2/3

13-X 作業員宿舎等設置助成コース(建設分野)◆

①被災三県に所在する作業員宿舎、作業員施設、賃貸住宅を賃借した中小建設事業主、②自ら施工管理する建設工事現場に女性専用作業員施設を賃借した中小元方建設事業主、③認定訓練の実施に必要な施設や設備の設置又は整備を行った広域的職業訓練を実施する職業訓練法人に対して助成

- ①の場合
 支給対象経費の2/3
 ②の場合
 支給対象経費の3/5<3/4>
 ③の場合
 支給対象経費の1/2

14 通年雇用助成金

北海道、東北地方等の積雪または寒冷の度が特に高い地域において、冬期間に離職を余儀なくされる季節労働者を通年雇用した事業主に対して助成

- 【事業所内就業、事業所外就業】支払った賃金の2/3(第1回目)
 支払った賃金の1/2(第2~3回目)
 【休業】休業手当と賃金の1/2(第1回目)、1/3(第2回目)
 【業務転換】支払った賃金の1/3
 【訓練】支給対象経費の1/2(季節的業務)、2/3(季節的業務以外)
 【新分野進出】支給対象経費の1/10
 【季節トライアル雇用】支払った賃金の1/2(減額あり)

【労働局】

15 65歳超雇用推進助成金

【(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構】

15-I 65歳超継続雇用促進コース

65歳以上への定年の引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする65歳以上の継続雇用制度の導入のいずれかの措置を実施した事業主に対して助成

- 措置の内容や定年等の年齢の引上げ幅、60歳以上の雇用保険被保険者数に応じて支給
 【①65歳への定年の引上げ】10~150万円
 【②66歳以上への定年の引上げ】15~160万円
 【③定年の定め廃止】20~160万円
 【④希望者全員を66歳~69歳の年齢まで継続雇用する制度導入】5~80万円
 【⑤希望者全員を70歳以上の年齢まで継続雇用する制度導入】10~100万円
 ※定年引上げと継続雇用制度の導入を合わせて実施した場合、支給額はいずれか高い額

15 - II 高齢者評価制度等雇用管理改善コース◆	
<p>高齢者の雇用環境整備の措置(※)を実施する事業主に対して助成</p> <p>※高齢者の雇用機会を増大するための雇用管理制度の見直しまたは導入及び健康診断を実施するための制度の導入</p>	<p>支給対象経費(その経費が30万円を超える場合は30万円)の60%＜75%＞ (中小企業以外45%＜60%＞)</p> <p>※1事業主につき最初の支給に限っては、30万円の経費を要したものとみなします ※生産性要件を満たした場合の助成については、生産性の伸び率が1%以上(6%未満)である場合の金融機関への事業性評価の対象外となっています</p>
15 - III 高齢者無期雇用転換コース◆	
<p>50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用に転換した事業主に対して助成</p>	<p>1人あたり48万円＜60万円＞(中小企業以外は38万円＜48万円＞)</p> <p>※生産性要件を満たした場合の助成については、生産性の伸び率が1%以上(6%未満)である場合の金融機関への事業性評価の対象外となっています</p>
16 キャリアアップ助成金 【労働局】	
16 - I 正社員化コース◆	
<p>有期契約労働者等を正規雇用労働者等に転換または直接雇用した事業主に対して助成</p>	<p>①【有期→正規】1人あたり57万円＜72万円＞ (中小企業以外42.75万円＜54万円＞)</p> <p>②【有期→無期】1人あたり28.5万円＜36万円＞ (中小企業以外21.375万円＜27万円＞)</p> <p>③【無期→正規】1人あたり28.5万円＜36万円＞ (中小企業以外21.375万円＜27万円＞)</p> <p>※ 正規には「多様な正社員(勤務地・職務限定正社員、短時間正社員)」を含む ※ 派遣労働者を派遣先で正規雇用として直接雇用する場合 ①③1人あたり28.5万円＜36万円＞(中小企業以外も同額)加算 ※ 支給対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合 若者雇用促進法に基づく認定事業主における対象者が35歳未満の場合 1人あたり①9.5万円＜12万円＞(中小企業以外も同額)加算 ②③4.75万円＜6万円＞(中小企業以外も同額)加算 ※ 勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定した場合 ①③1事業所あたり9.5万円＜12万円＞(中小企業以外7.125万円＜9万円＞)加算</p>
16 - II 賃金規定等改定コース◆	
<p>有期契約労働者等の賃金規定等を増額改定(※)し、昇給させた事業主に対して助成</p> <p>(※)賃金規定等を2%以上増額改定</p>	<p>【すべての有期契約労働者等の賃金規定等を増額改定した場合】</p> <p>①【1～3人】1事業所あたり9.5万円＜12万円＞(中小企業以外7.125万円＜9万円＞)</p> <p>②【4～6人】1事業所あたり19万円＜24万円＞(中小企業以外14.25万円＜18万円＞)</p> <p>③【7～10人】1事業所あたり 28.5万円＜36万円＞(中小企業以外19万円＜24万円＞)</p> <p>④【11～100人】1人あたり2.85万円＜3.6万円＞ (中小企業以外1.9万円＜2.4万円＞)</p> <p>【一部の賃金規定等を増額改定した場合】</p> <p>①【1～3人】1事業所あたり4.75万円＜6万円＞ (中小企業以外3.325万円＜4.2万円＞)</p> <p>②【4～6人】1事業所あたり 9.5万円＜12万円＞ (中小企業以外7.125万円＜9万円＞)</p> <p>③【7～10人】1事業所あたり14.25万円＜18万円＞ (中小企業以外9.5万円＜12万円＞)</p> <p>④【11～100人】1人あたり1.425万円＜1.8万円＞ (中小企業以外9,500円＜1.2万円＞)</p> <p>※中小企業において3%以上増額改定を行った場合 ・すべての賃金規定等改定 1人あたり1.425万円＜1.8万円＞加算 ・一部の賃金規定等改定 1人あたり7,600円＜9,600円＞加算 ※職務評価を活用して増額改定を行った場合 1事業所あたり19万円＜24万円＞(14.25万円＜18万円＞)加算</p>
16 - III 健康診断制度コース◆	
<p>有期契約労働者等を対象とする法定外の健康診断制度を新たに規定・実施(※)した事業主に対して助成</p> <p>(※)有期契約労働者等に対して延べ4人以上に実施</p>	<p>1事業所あたり38万円＜48万円＞(中小企業以外28.5万円＜36万円＞)</p>
16 - IV 賃金規定等共通化コース◆	
<p>有期契約労働者等と正規雇用労働者との共通の賃金規定等を新たに規定・適用した事業主に対して助成</p>	<p>1事業所あたり57万円＜72万円＞(中小企業以外42.75万円＜54万円＞)</p> <p>※対象となる有期契約労働者等が2人以上の場合、2人目から1人あたり2万円＜2.4万円＞(中小企業以外1.5万円＜1.8万円＞)加算</p>
16 - V 諸手当制度共通化コース◆	
<p>有期契約労働者等と正規雇用労働者との共通の諸手当制度を新たに規定・適用した事業主に対して助成</p>	<p>1事業所あたり38万円＜48万円＞(中小企業以外28.5万円＜36万円＞)</p> <p>※対象となる有期契約労働者等が2人以上の場合、2人目から1人あたり1.5万円＜1.8万円＞(中小企業以外1.2万円＜1.4万円＞)加算 ※対象となる諸手当制度を同時に2つ以上新たに規定・適用した場合、2つ目以降の手当1つにつき、16万円＜19.2万円＞(中小企業以外12万円＜14.4万円＞)加算</p>
16 - VI 選択的適用拡大導入時処遇改善コース◆	
<p>労使合意に基づく社会保険の適用拡大の措置により、有期契約労働者等を新たに被保険者とし、当該有期契約労働者等の賃金引上げを実施した事業主に対して助成</p>	<p>賃金引上げ割合に応じて、1人あたり</p> <p>3%以上：2.9万円＜3.6万円＞(中小企業以外2.2万円＜2.7万円＞)</p> <p>5%以上：4.7万円＜6万円＞(中小企業以外3.6万円＜4.5万円＞)</p> <p>7%以上：6.6万円＜8.3万円＞(中小企業以外5万円＜6.3万円＞)</p> <p>10%以上：9.4万円＜11.9万円＞(中小企業以外7.1万円＜8.9万円＞)</p> <p>14%以上：13.2万円＜16.6万円＞(中小企業以外9.9万円＜12.5万円＞)</p>

雇用関係助成金に関する主なお問い合わせ先一覧（平成31年4月現在）

都道府県 労働局	主なお問い合わせ先 (※申請先は異なる場合があります)	電話番号	その他のお問い合わせ先 (詳しくは各労働局HPをご参照ください)	電話番号
北海道	雇用助成金さっぽろセンター、各ハローワーク	北海道労働局HP参照	職業対策課	011-738-1056
青森県	各ハローワーク	青森労働局HP参照	職業対策課	017-721-2003
岩手県	職業対策課分室 助成金相談コーナー	019-606-3285	雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	019-604-3010
宮城県	職業対策課 助成金部門	022-299-8063		
秋田県	職業対策課	018-883-0010	雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	018-862-6684
山形県	各ハローワーク	山形労働局HP参照	職業対策課	023-626-6101
福島県	各ハローワーク	福島労働局HP参照	職業対策課、雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	福島労働局HP参照
茨城県	職業対策課	029-224-6219	雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	029-277-8294
栃木県	職業対策課分室（助成金事務センター）	028-614-2263	雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	028-633-2795
群馬県	職業対策課	027-210-5008	雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	027-896-4739
埼玉県	各ハローワーク	埼玉労働局HP参照	職業対策課 助成金センター	048-600-6217
千葉県	職業対策課	043-221-4393	職業対策課分室	043-441-5678
東京都	各ハローワーク	東京労働局HP参照	雇用環境・均等部 企画課（両立支援助成金）	03-6893-1100
神奈川県	職業対策課 神奈川助成金センター	神奈川県労働局HP参照	雇用環境・均等部 企画課	045-211-7357
新潟県	職業対策課 助成金センター	025-278-7181	雇用環境・均等室	025-288-3528
富山県	職業対策課 助成金センター	076-432-9162	職業対策課、訓練室、雇用環境・均等室	富山労働局HP参照
石川県	職業対策課	076-265-4428	雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	076-265-4429
福井県	職業対策課	0776-26-8613		
山梨県	職業対策課	055-225-2858		
長野県	職業対策課	026-226-0866	雇用環境・均等室	026-223-0560
岐阜県	職業対策課 助成金センター	058-263-5650	雇用環境・均等室	058-245-1550
静岡県	職業対策課	054-271-9970	職業対策課分室	054-653-6116
愛知県	あいち雇用助成室	052-219-5518	雇用環境・均等部 企画課（両立支援等助成金）	052-857-0313
三重県	職業対策課 助成金室	059-226-2111	雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	059-261-2978
滋賀県	職業対策課 助成金コーナー	077-526-8251	職業対策課	077-526-8686
京都府	助成金センター	075-241-3269	雇用環境・均等室（両立支援助成金）	075-241-3212
大阪府	助成金センター	06-7669-8900	雇用環境・均等部 企画課（両立支援等助成金）	06-6941-4630
兵庫県	ハローワーク助成金デスク	078-221-5440	雇用環境・均等部 企画課	078-367-0700
奈良県	職業安定部 助成金センター	0742-35-6336	雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	0742-32-0210
和歌山県	職業対策課	073-488-1161		
鳥取県	各ハローワーク	鳥取労働局HP参照	職業対策課	0857-29-1708
島根県	職業対策課	0852-20-7020		
岡山県	職業対策課	086-801-5107	職業対策課 助成金事務室	086-238-5301
広島県	職業対策課	082-502-7832	各ハローワーク 助成金担当窓口	広島労働局HP参照
山口県	職業対策課	083-995-0383	雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	083-995-0390
徳島県	助成金センター	088-622-8609	職業対策課	088-611-5387
香川県	職業対策課	087-811-8923	雇用環境・均等室	087-811-8924
愛媛県	職業対策課分室（助成金センター）	089-987-6370	職業対策課、訓練室、雇用環境・均等室	愛媛労働局HP参照
高知県	職業対策課	088-885-6052	雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	088-885-6041
福岡県	福岡助成金センター	092-411-4701	雇用環境・均等部 企画課	092-411-4717
佐賀県	職業対策課	0952-32-7173	雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	0952-32-7218
長崎県	職業対策課	095-801-0042	雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	095-801-0050
熊本県	職業対策課	096-211-1704	職業対策課分室	096-312-0086
大分県	大分助成金センター	097-535-2100	雇用環境・均等室	097-532-4025
宮崎県	職業対策課 助成金センター	0985-61-8288	雇用環境・均等室（両立支援等助成金）	0985-38-8821
鹿児島県	職業対策課	099-219-5101	雇用環境・均等室	099-222-8446
沖縄県	沖縄助成金センター	098-868-1606	雇用環境・均等室	098-868-4403

※「障害者雇用納付金制度の助成金」、「65歳超雇用推進助成金」のお問い合わせ先については、23ページをご参照ください。

障害者雇用納付金制度の助成金、65歳超雇用推進助成金のお問い合わせ先一覧

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 都道府県支部 高齢・障害者業務課等 (平成31年4月現在)

都道府県	所在地	電話番号
北海道	〒063-0804 札幌市西区二十四軒4条1-4-1 北海道職業能力開発促進センター内	011-622-3351
青森	〒030-0822 青森市中央3-20-2 青森職業能力開発促進センター内	017-721-2125
岩手	〒020-0024 盛岡市菜園1-12-18 盛岡菜園センタービル3階	019-654-2081
宮城	〒985-8550 多賀城市明月2-2-1 宮城職業能力開発促進センター内	022-361-6288
秋田	〒010-0101 潟上市天王字上北野4-143 秋田職業能力開発促進センター内	018-872-1801
山形	〒990-2161 山形市大字漆山1954 山形職業能力開発促進センター内	023-674-9567
福島	〒960-8054 福島市三河北町7-14 福島職業能力開発促進センター内	024-526-1510
茨城	〒310-0803 水戸市城南1-4-7 第5プリンスビル5階	029-300-1215
栃木	〒320-0072 宇都宮市若草1-4-23 栃木職業能力開発促進センター内	028-650-6226
群馬	〒379-2154 前橋市天川大島町130-1 ハローワーク前橋3階	027-287-1511
埼玉	〒336-0931 さいたま市緑区原山2-18-8 埼玉職業能力開発促進センター内	048-813-1112
千葉	〒261-0001 千葉市美浜区幸町1-1-3 ハローワーク千葉5階	043-204-2901
東京	〒130-0022 墨田区江東橋2-19-12 ハローワーク墨田5階	03-5638-2284
神奈川	〒241-0824 横浜市旭区南希望ヶ丘78 関東職業能力開発促進センター内	045-360-6010
新潟	〒951-8061 新潟市中央区西堀通6-866 N E X T 2 1ビル12階	025-226-6011
富山	〒933-0982 高岡市八ヶ55 富山職業能力開発促進センター内	0766-26-1881
石川	〒920-0352 金沢市観音堂町へ1 石川職業能力開発促進センター内	076-267-6001
福井	〒915-0853 越前市行松町25-10 福井職業能力開発促進センター内	0778-23-1021
山梨	〒400-0854 甲府市中小河原町403-1 山梨職業能力開発促進センター内	055-242-3723
長野	〒381-0043 長野市吉田4-25-12 長野職業能力開発促進センター内	026-258-6001
岐阜	〒500-8842 岐阜市金町5-25 G-front II 7階	058-265-5823
静岡	〒422-8033 静岡市駿河区登呂3-1-35 静岡職業能力開発促進センター内	054-280-3622
愛知	〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦1-10-1 MIテラス名古屋伏見4階	052-218-3385
三重	〒514-0002 津市島崎町327-1 ハローワーク津2階	059-213-9255
滋賀	〒520-0856 大津市光が丘町3-13 滋賀職業能力開発促進センター内	077-537-1214
京都	〒617-0843 長岡京市友岡1-2-1 京都職業能力開発促進センター内	075-951-7481
大阪	〒566-0022 摂津市三島1-2-1 関西職業能力開発促進センター内	06-7664-0722
兵庫	〒661-0045 尼崎市武庫豊町3-1-50 兵庫職業能力開発促進センター内	06-6431-8201
奈良	〒634-0033 橿原市城殿町433 奈良職業能力開発促進センター内	0744-22-5232
和歌山	〒640-8483 和歌山市園部1276 和歌山職業能力開発促進センター内	073-462-6900
鳥取	〒689-1112 鳥取市若葉台南7-1-11 鳥取職業能力開発促進センター内	0857-52-8803
島根	〒690-0001 松江市東朝日町267 島根職業能力開発促進センター内	0852-60-1677
岡山	〒700-0951 岡山市北区田中580 岡山職業能力開発促進センター内	086-241-0166
広島	〒730-0825 広島市中区光南5-2-65 広島職業能力開発促進センター内	082-545-7150
山口	〒753-0861 山口市矢原1284-1 山口職業能力開発促進センター内	083-995-2050
徳島	〒770-0823 徳島市出来島本町1-5 ハローワーク徳島5階	088-611-2388
香川	〒761-8063 高松市花ノ宮町2-4-3 香川職業能力開発促進センター内	087-814-3791
愛媛	〒791-8044 松山市西垣生町2184 愛媛職業能力開発促進センター内	089-905-6780
高知	〒780-8010 高知市棧橋通4-15-68 高知職業能力開発促進センター内	088-837-1160
福岡	〒810-0042 福岡市中央区赤坂1-10-17 しんくみ赤坂ビル6階	092-718-1310
佐賀	〒849-0911 佐賀市兵庫町大字若宮1042-2 佐賀職業能力開発促進センター内	0952-37-9117
長崎	〒854-0062 諫早市小船越町1113 長崎職業能力開発促進センター内	0957-35-4721
熊本	〒861-1102 合志市須屋2505-3 熊本職業能力開発促進センター内	096-249-1888
大分	〒870-0131 大分市皆春1483-1 大分職業能力開発促進センター内	097-522-7255
宮崎	〒880-0916 宮崎市大字恒久4241 宮崎職業能力開発促進センター内	0985-51-1556
鹿児島	〒890-0068 鹿児島市東郡元町14-3 鹿児島職業能力開発促進センター内	099-813-0132
沖縄	〒900-0006 那覇市おもろまち1-3-25 沖縄職業総合庁舎4階	098-941-3301

Ⅱ 労働条件等関係助成金のご案内

職場環境の改善、生産性向上に向けた取組などに、ぜひ、ご活用ください。

受給対象となる事業主・申請期間

- 労働条件等関係助成金は主に中小企業事業主を対象としています。
- 各助成金によって申請期間が異なりますのでご注意ください。なお、対象事業主数は国の予算額に制約されるため、申請期間中に受付を締め切る場合があります。

中小企業事業主の範囲

- 中小企業事業主の範囲は、以下のとおりです。

	資本金の額・出資の総額		常時雇用する労働者の数
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	また は	50人以下
サービス業	5,000万円以下		100人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
その他の業種	3億円以下		300人以下

留意事項

- お問い合わせ先は各助成金によって異なりますので詳細版パンフレット等でご確認ください。（ハローワークでは申請を受け付けていないのでご注意ください。）
- 偽りその他の不正行為により助成金の交付を受けた場合、交付決定の内容や付された条件に違反した場合は、助成金の返還を求めることがあります。
また、5年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられることがあります。

労働条件等関係助成金一覧

※助成金の財源は事業主拠出の労災保険料です。ただし、「業務改善助成金」は一般会計、「退職金共済制度に係る新規加入等掛金助成」は労災保険料と雇用保険料の折半となっています。◆は、生産性要件を付与する助成金です。
※記載されている内容は概要です。詳細については、詳細版をご覧ください。28ページの問い合わせ先にお尋ねください。

（問い合わせ先）

【労働局】都道府県労働局（p.28）

その他、各助成金に応じて、働き方改革推進支援センター、テレワーク相談センター、(独)労働者健康安全機構、(独)勤労者退職金共済機構が問い合わせ先となります。

A. 生産性向上等を通じた最低賃金の引上げを支援するための助成金

1 業務改善助成金◆

【労働局】

事業場内で最も低い労働者の賃金(事業場内最低賃金)を引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行う中小企業事業主に対して助成

(1)助成率
設備投資等に要した費用の $\frac{3}{4} < \frac{4}{5}$ (※<>は生産性要件を満たす場合)
なお、事業場内最低賃金800円未満の事業場で助成対象となった場合は、設備投資等に要した費用の $\frac{4}{5} < \frac{9}{10}$

(2)上限額
【事業場内最低賃金を30円以上引き上げた場合】
引上げ労働者数1～3人の場合は50万円、4～6人の場合は70万円、7人以上の場合は100万円

※2-Ⅳ 時間外労働等改善助成金(団体推進コース)も「A. 生産性向上等を通じた最低賃金の引上げを支援するための助成金」に含まれます。

B. 労働時間等の設定改善を支援するための助成金

2 時間外労働等改善助成金

【労働局】

2-I 時間外労働上限設定コース

時間外労働の上限設定を行うことを目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に対して、その経費の一部を助成

- (1) 助成率
3/4(事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は4/5を助成)
- (2) 上限額
対象となる事業主が平成31年度(又は平成32年度)に有効な36協定において、時間外労働の上限を月45時間以下、年間360時間以下に設定した場合は、上限額150万円など
(※詳細については詳細版パンフレットをご覧ください)

2-II 勤務間インターバル導入コース

勤務間インターバル制度を導入することを目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に対して、その経費の一部を助成

- (1) 助成率
3/4(事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は4/5を助成)
- (2) 上限額
インターバル時間数等に応じて、
①9時間以上11時間未満 80万円
②11時間以上 100万円 など

2-III 職場意識改善コース

所定外労働時間の削減、年次有給休暇取得促進に取り組むこと等を目的として、外部専門家によるコンサルティング、労務管理用機器等の導入等を実施し、改善の成果を上げた事業主に対して、その経費の一部を助成

- (1) 助成率
3/4(事業規模30名以下かつ労働能率の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は4/5を助成)
- (2) 上限額
100万円

2-IV 団体推進コース

3社以上で組織する中小企業の事業主団体において、傘下企業の労働時間短縮や賃金引上げに向けた生産性向上に資する取組に対して、その経費を助成

- (1) 助成率
定額
- (2) 上限額
500万円
都道府県又はブロック単位で構成する中小企業の事業主団体(傘下企業数が10社以上)の場合は上限額1,000万円

2-V テレワークコース

【テレワーク相談センター】

在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワークに取り組む中小企業事業主に対してその経費の一部を助成

- ※成果目標については詳細版パンフレット等でご確認ください。
- (1) 助成率
成果目標をすべて達成した場合 3/4
成果目標を達成しなかった場合 1/2
- (2) 上限額
①事業の対象労働者1人あたりの上限額
成果目標をすべて達成した場合 20万円
成果目標を達成しなかった場合 10万円
②1企業あたりの上限額
成果目標をすべて達成した場合 150万円
成果目標を達成しなかった場合 100万円

C. 受動喫煙防止対策を支援するための助成金

3 受動喫煙防止対策助成金

【労働局】

労働者の健康を保護する観点から、事業場における受動喫煙を防止するための効果的な措置を講じた事業主に対して助成

- (1) 助成率
1/2(措置を講じる事業場が飲食店の場合、2/3)
- (2) 上限額
100万円

D. 産業保健活動を支援するための助成金

【(独)労働者健康安全機構】

4 産業保健関係助成金

4-I ストレスチェック助成金

産業医の要件を備えた医師と契約し、ストレスチェック等を実施した小規模事業場に対して助成

- ①ストレスチェックの実施に対する助成
- ②ストレスチェック実施後の医師による面接指導・意見陳述に対する助成

- ①従業員1人につき500円を上限として、その実費額
- ②医師による活動1回につき21,500円を上限として、その実費額
(一事業場につき年3回が限度)

4-II 職場環境改善計画助成金

ストレスチェック実施後の集団分析を踏まえ、

【Aコース】専門家の指導に基づき、職場環境改善計画を作成・実施した事業場に対して助成

【Bコース】メンタルヘルス対策促進員の助言・支援(訪問3回まで)を受け、職場環境改善計画を作成・実施した事業場に対して助成

【建設現場コース】メンタルヘルス対策促進員の助言・支援(訪問3回まで)を受け、職場環境改善計画を作成・実施した建設現場に対して助成

【Aコース】
10万円を上限として、その実費額
うち機器・設備購入費は5万円を上限かつ単価5万円以内のもので将来にわたり1回限り
(助成対象経費: 指導費用及び機器・設備購入費用)

【Bコース】
5万円を上限かつ単価5万円以内のものでその実費額、将来にわたり1回限り
(助成対象経費: 機器・設備購入費用)

【建設現場コース】
5万円を上限かつ単価5万円以内のものでその実費額、将来にわたり1回限り
(助成対象経費: 機器・設備購入(リースやレンタルを含む)費用)

4-III 心の健康づくり計画助成金

メンタルヘルス対策促進員の助言・支援(訪問3回まで)を受け、心の健康づくり計画(ストレスチェック実施計画を含む。)を作成し、計画に基づきメンタルヘルス対策を実施した事業主に対して助成

一律10万円
(一企業につき将来にわたって1回限り)

4-IV 小規模事業場産業医活動助成金

小規模事業場が産業医等と契約して産業医活動を実施した事業主に対して助成

【産業医コース】産業医の要件を備えた医師と産業医活動の全部又は一部を実施する契約を締結し、実際に産業医活動が行われた場合に助成

【保健師コース】保健師と産業保健活動の全部又は一部を実施する契約を締結し、実際に産業保健活動が行われた場合に助成

【直接健康相談環境整備コース】産業医契約又は産業保健師契約のいずれかに、契約した産業医又は保健師に労働者が直接健康相談できる環境を整備する条項を含めて締結し、労働者へ周知した場合に助成

6か月当たり10万円を上限として、その実費額
(一事業場につき将来にわたって2回限り)

4-V 治療と仕事の両立支援助成金

傷病の特性に応じた治療と仕事を両立できる制度の導入等を行った事業主並びに傷病を抱える労働者に両立支援制度を適用した事業主に対する助成

両立支援制度の導入等を実施した場合、20万円(1回のみ)
両立支援制度等を活用した場合、20万円(1事業主あたり有期契約労働者1人、雇用期間の定めのない労働者1人の計2人まで)

E. 退職金制度の確立等を支援するための助成

5 中小企業退職金共済制度に係る新規加入等掛金助成

【(独) 勤労者退職金共済機構】

5-I 一般の中小企業退職金共済制度に係る掛金助成

中小企業退職金共済制度に新たに参加する事業主や、既に同制度に参加している事業主が掛金月額を増額する場合に、その掛金の一部を助成

【新規加入掛金助成】

(1) 対象労働者の掛金月額 \times 1/2(労働者ごとに上限5,000円)を、事業主が中退共済制度に新たに参加してから4か月より1年間控除

(2) 1週間の所定労働時間が30時間未満の短時間労働者について、特例掛金月額(掛金月額が2,000円・3,000円・4,000円のいずれかが適用されている場合は、(1)の控除額に、掛金月額が2,000円の場合は300円、3,000円の場合は400円、4,000円の場合は500円を上乗せした額をそれぞれ控除

【掛金月額変更掛金助成】

対象労働者の掛金月額の増額分(増額前の掛金月額と増額後の掛金月額の差額)の1/3の額を、増額した月より1年間、増額後の掛金月額の納付額から控除

5-II 建設業退職金共済制度に係る掛金助成

建設業退職金共済制度に新たに参加する事業主または既に参加している事業主に対して、その掛金の一部を助成

対象労働者が建退共済制度の被共済者となった月から12か月相当分の掛金額(日額310円)の1/3(50日分)の納付を免除

5-III 清酒製造業退職金共済制度に係る掛金助成

清酒製造業退職金共済制度に新たに参加する事業主または既に参加している事業主に対して、その掛金の一部を助成

対象労働者が清退共済制度の被共済者となった月から12か月相当分の掛金額(日額300円)の1/3(60日分)の納付を免除

5-IV 林業退職金共済制度に係る掛金助成

林業退職金共済制度に新たに参加する事業主または既に参加している事業主に対して、その掛金の一部を助成

対象労働者が林退共済制度の被共済者となった月から12か月相当分の掛金額(日額470円)の1/3(62日分)の納付を免除

労働条件等関係助成金に関する主なお問い合わせ先一覧 (平成31年4月現在)

都道府県労働局の主なお問い合わせ先		電話番号	都道府県労働局の主なお問い合わせ先		電話番号
北海道	雇用環境・均等部 企画課	011-788-7874	福岡県	雇用環境・均等部 企画課	092-411-4717
青森県	雇用環境・均等室	017-734-6651	佐賀県	雇用環境・均等室	0952-32-7218
岩手県	雇用環境・均等室	019-604-3010	長崎県	雇用環境・均等室	095-801-0050
宮城県	雇用環境・均等室	022-299-8844	熊本県	雇用環境・均等室	096-352-3865
秋田県	雇用環境・均等室	018-862-6684	大分県	雇用環境・均等室	097-532-4025
山形県	雇用環境・均等室	023-624-8228	宮崎県	雇用環境・均等室 企画班	0985-38-8821
福島県	雇用環境・均等室 企画調整・助成金係	024-536-2777	鹿児島県	雇用環境・均等室 (企画担当)	099-222-8446
茨城県	雇用環境・均等室 助成金係	029-277-8294	沖縄県	雇用環境・均等室 (助成金関係)	098-868-4403
栃木県	雇用環境・均等室	028-633-2795	その他のお問い合わせ先		電話番号
群馬県	雇用環境・均等室	027-896-4739			
埼玉県	雇用環境・均等室	048-600-6210	2-V 時間外労働等改善助成金 (テレワークコース)		
千葉県	雇用環境・均等室	043-221-2307	テレワーク相談センター		0120-91-6479
東京都	雇用環境・均等部 企画課	03-6893-1100	4.産業保健関係助成金		
神奈川県	雇用環境・均等部 企画課	045-211-7357	(独)労働者健康安全機構 産業保健・賃金援護部 産業保健業務指導課 全国統一ナビダイヤル		0570-783046
新潟県	雇用環境・均等室	025-288-3527	5.中小企業退職金共済制度に係る新規加入等掛金助成		
富山県	雇用環境・均等室 企画	076-432-2728	I 一般の中小企業退職金共済制度に係る掛金助成		
石川県	雇用環境・均等室	076-265-4429	(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部		03-6907-1234
福井県	雇用環境・均等室 助成金係	0776-22-0221	II 建設業退職金共済制度に係る掛金助成		
山梨県	雇用環境・均等室	055-225-2851	(独)勤労者退職金共済機構 建設業退職金共済事業本部		03-6731-2831
長野県	雇用環境・均等室	026-223-0560	III 清酒製造業退職金共済制度に係る掛金助成		
岐阜県	雇用環境・均等室	058-245-1550	(独)勤労者退職金共済機構 清酒製造業退職金共済事業本部		03-6731-2887
静岡県	雇用環境・均等室 企画	054-254-6320	IV 林業退職金共済制度に係る掛金助成		
愛知県	雇用環境・均等部 企画課(助成金担当)	052-219-5511	(独)勤労者退職金共済機構 林業退職金共済事業本部		03-6731-2887
三重県	雇用環境・均等室	059-261-2978	※「時間外労働等改善助成金(テレワークコース)」「産業保健関係助成金」「中小企業退職金共済制度に係る新規加入等掛金助成」のお問い合わせ先は、都道府県労働局ではなく上記の「その他のお問い合わせ先」となっておりますのでご注意ください。		
滋賀県	雇用環境・均等室	077-523-1190			
京都府	雇用環境・均等室	075-241-3212			
大阪府	雇用環境・均等部 企画課	06-6941-4630			
兵庫県	雇用環境・均等部 企画課	078-367-0700			
奈良県	雇用環境・均等室	0742-32-0210			
和歌山県	雇用環境・均等室	073-488-1170			
鳥取県	雇用環境・均等室 企画担当	0857-29-1701			
島根県	雇用環境・均等室	0852-20-7007			
岡山県	雇用環境・均等室	086-224-7639			
広島県	雇用環境・均等室	082-221-9247			
山口県	雇用環境・均等室	083-995-0390			
徳島県	雇用環境・均等室	088-652-2718			
香川県	雇用環境・均等室	087-811-8924			
愛媛県	雇用環境・均等室	089-935-5222			
高知県	雇用環境・均等室	088-885-6041			



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク・(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構・
(独)労働者健康安全機構・(独)勤労者退職金共済機構